

会津美里町新防災情報システム構築事業

要求水準書

令和5年4月

会津美里町

目次

1. 基本事項.....	3
(1) 要求水準書の位置付け.....	3
(2) 設計及び施工.....	3
2. 事業概要.....	3
(1) 事業名.....	3
(2) 事業目的.....	3
(3) 契約期間.....	3
(4) 防災情報システムの概要.....	3
(5) 機能要件.....	4
(6) 構築要件.....	4
(7) 運用要件.....	5
(8) 追加要件.....	5
(9) 据付及び調整.....	5
(10) 諸手続.....	5
(11) 知的財産権.....	5
3. 遵守事項.....	5
4. その他.....	6

1. 基本事項

(1) 要求水準書の位置付け

本水準書（以下「本書」とする。）は、会津美里町（以下「本町」とする。）が行う会津美里町新防災情報システム構築事業に関して、設計、施工等を（公募型プロポーザル方式で）事業者（以下「応募者」とする。）から技術提案を求めるものであり、本町が要求する水準を示すものである。

(2) 設計及び施工

本書は本町が要求する性能及び機能の条件を規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する個々の部品、機器等の性能については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。

また、本書で示す性能及び機能を基本とし、更に本町における防災対策の取り組みに有益な性能及び機能を追加提案すること。

2. 事業概要

(1) 事業名

会津美里町新防災情報システム構築事業

(2) 事業目的

既設機器が老朽化している現状にある。防災情報システム（以下「本システム」とする。）の再構築を図ることにより、新たな防災情報伝達システムが災害時等における緊急情報の情報配信手段として、情報を正確、円滑、迅速に伝達する役割を担い、地域住民の安心と安全に寄与し、財産等の保全に資することに加え、将来の社会情勢の変化に対応できるシステムを構築することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 防災情報システムの概要

本庁舎にセンター設備、放送元装置を設置し、センター設備にはJアラート受信機と連携させることで、有事の際に正確且つスピーディーに屋外拡声器から緊急情報、防災情報、避難情報を会津美里町民や来町者等に伝えることで、被害の未然防止や拡大を防ぐことを目的とする。なお、Jアラート受信機は携帯キャリア4社の緊急速報メールとも連携させる。

また、区長が地域の屋外拡声器を指定して地域の住民に必要な情報を伝えることで、地域活性化の一助となることを目的とする。

なお、詳細は別紙1「拠点構成図」を参照のこと。

(5) 機能要件

本システムに要求する機能は以下の通り。

- ① 放送機能
 - ・一般放送
 - ・グループ放送(〇〇以上のグループ設定することできめ細やかな放送が可能であること)
 - ・一斉放送
 - ・定時放送
- ② 公衆交換電話網(一般の電話回線や携帯電話等)からのページング放送が利用可能であること。
- ③ 区長が自分の所属する地区に放送が可能であること。
- ④ Jアラート連携
 - ・キャリア連携(携帯キャリア4社の緊急速報メールと連携すること。)

(6) 構築要件

- ① センター設備や放送元拠点、中継拠点、屋外拡声器拠点間は全て既存光ケーブルを利活用して構築すること。
- ② センター設備は本庁舎に設置すること。
- ③ 放送元装置は本庁舎に設置すること。
- ④ 中継拠点に既存光ケーブルを中継する為にL2SWとメディアコンバータを設置すること。
- ⑤ 屋外拡声器拠点にメディアコンバータと既存アンプ等と連携するための連携装置を設置すること。
- ⑥ 本システム構築にあたり、新旧防災情報システムを並行運用しながらの構築となるが、可能な限り放送停止時間を短縮できる最適な移行方法、手順、スケジュール案を提案すること。
- ⑦ 新規に導入する機器は既存システムのBOXを利用することを想定しているが、既設柱に新たにBOXを設置し構築する場合は構造計算書及び耐荷重計算書を提出し、承諾をえること。
- ⑧ 各装置の単体調整試験を行うこと。
- ⑨ 総合調整試験を行うこと。
- ⑩ 音達試験を行うこと。(実施個所については本町と協議の上で実施すること。)
- ⑪ 騒音レベル測定を行うこと。(実施個所については本町と協議の上で実施すること。)
- ⑫ 携帯キャリア4社の緊急速報メールの配信試験を実施すること。(町内でスマホ等を使って配信試験すること。)
- ⑬ その他追加提案した機能についても適宜、正常性を確認出来る試験を実施すること。

- ⑭ 構築期間中は既存システムに影響を及ぼさないよう、既存システムの保守業者と協議して構築を行うこと。なお、既存システムの設定変更にかかる費用は応募者が負担すること。

(7) 運用要件

- ① 本システム引渡し前に操作説明会を実施すること。
- ② 利用方法や不具合等の問い合わせをサポートする窓口を持つこと。
- ③ 本町より一時間程度の範囲内に保守拠点を持つこと。
- ④ センター設備は年1回以上の定期点検を行い、本システムの機能維持に努めること。
- ⑤ 上記を含め、保守運用概要を提案すること。

(8) 追加要件

昨今の防災事情と本町の防災環境を鑑みて有効と思われる拡張機能を追加提案すること。

(9) 据付及び調整

本システムを、指定の拠点(詳細は別紙2「既存システム構成一覧」を参照のこと。)に据付け、調整、試験(動作確認及び初期設定等も含む)を実施し、本書に記載する機能を満たし、納入・稼働させること。

(10) 諸手続

本施工に必要な各公官庁、電力会社等への諸手続きは、必要書類を作成し、本町の承認を得た後に応募者にて代行すること。なお、その費用についても応募者負担とする。

(11) 知的財産権

本システムを構築するために必要な特許、実用新案、その他第三者の権利の対象となる知的財産権等を使用する場合には、応募者がその使用に関する一切の責任を負うものとする。

3. 遵守事項

- (1) 本仕様書の各事項について、遵守、履行すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう充分注意すること。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

4. その他

(1) 参考見積書について

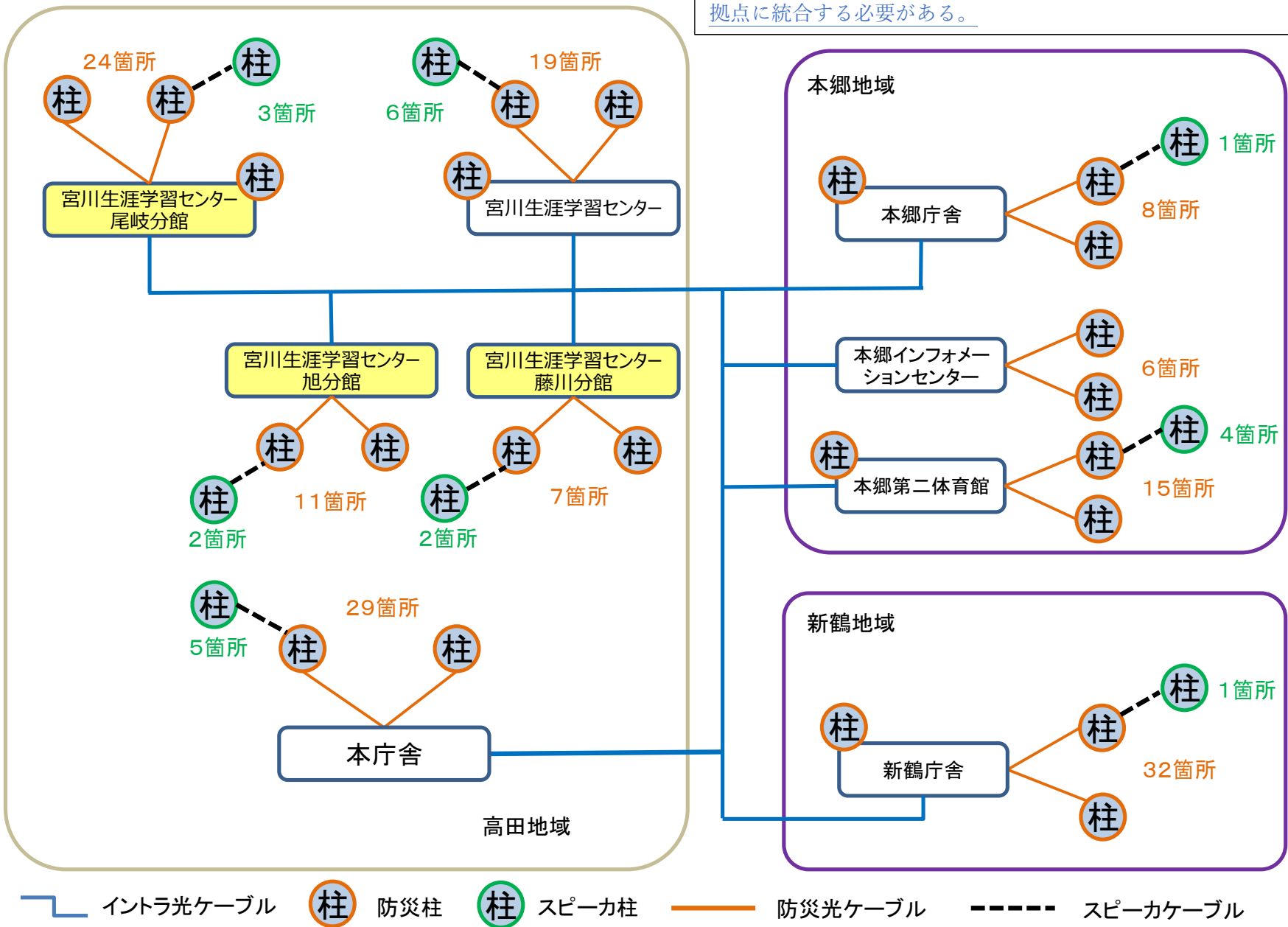
今回の技術提案を実現させるための参考見積書を提案資料とは別に提出すること(様式自由)。なお、保守運用費用は予算額には含まない。

- ① 設計費用
- ② 施工費用
- ③ 保守運用費用 (12ヶ月分)

(2) この仕様書で示す内容は、技術的提案を受けるうえで最低限度の基準を示すものである。上位応募者選定後、上位応募者の技術的提案内容を踏まえた上で、本町と応募者が協議により最終的な仕様書を定めるものとする。なお、その際には、本町側の意図を出来得る限り取り入れるよう努めること。

別紙1「拠点構成図」

なお、拠点構成図の「宮川生涯学習センター尾岐分館」、「宮川生涯学習センター旭分館」、「宮川生涯学習センター藤川分館」については、施設廃止の予定があるため、新たに中継拠点を設置するか他の中継拠点に統合する必要がある。



別紙2「既存システム構成一覧」

納入場所	物品	数量	
本庁舎	防災放送システム		
	センター設備	1 式	
	NTPサーバ（受信機含む）	1 台	
	PSTN収容装置	1 式	
	UPS	1 台	
	放送元装置	1 式	
	L3SW	1 台	
	L2SW(24P)	2 台	
	L2SW(48P)	1 台	
	Jアラート受信機連携装置	1 式	
	Jアラート連携装置（携帯キャリア4社）	1 式	
	庁舎内N/W接続用L2SW	1 台	
	コンソールユニット	1 式	
	管理用端末	1 台	
	回転灯	1 台	
		中継拠点間接続用M/C	8 台
		屋外拡声器拠点接続用M/C	29 台
	本郷庁舎		
L2SW(24P)		1 台	
中継拠点間接続用M/C		4 台	
	屋外拡声器拠点接続用M/C ※1	9 台	
新鶴庁舎			
	L2SW(48P)	1 台	
	屋外拡声器拠点接続用M/C ※1	32 台	
本郷インフォメーションセンター			
	L2SW(24P)	1 台	
	屋外拡声器拠点接続用M/C ※1	7 台	
本郷第二体育館			
	L2SW(24P)	1 台	
	屋外拡声器拠点接続用M/C ※1	15 台	

納入場所	物品	数量
宮川生涯学習センター旭分館		
	L2SW(24P)	1台
	屋外拡声器拠点接続用M/C ※1	11台
宮川生涯学習センター藤川分館		
	L2SW(24P)	1台
	屋外拡声器拠点接続用M/C ※1	7台
宮川生涯学習センター尾岐分館		
	L2SW(48P)	1台
	屋外拡声器拠点接続用M/C ※1	24台
宮川生涯学習センター		
	L2SW(24P)	1台
	屋外拡声器拠点接続用M/C ※1	19台
屋外拡声拠点 (M/C設置)		
	既存屋外拡声器への連携装置	146式
	拠点接続用M/C	146台
屋外拡声拠点 (屋外拡声器のみ設置)		
	既存屋外拡声器への連携装置	24箇所
※1：アップリンク用M/C含む		